

STOP! 児童虐待

地域のまなざしが子どもを守ります

守るのは
気づいたあなたの
その勇気



オレンジリボンには子ども虐待を防止するというメッセージが込められています

児童虐待問題は社会全体で解決しなければならない重要な課題です。

11月は児童虐待防止推進月間です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、児童相談所や市町村の窓口に連絡してください。

虐待と思ったらすぐお電話を

児童相談所
全国共通
ダイヤル

0570-064-000



お住まいの地域の児童相談所に電話をおつなぎします。

児童虐待を防ぐために

児童虐待は、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格形成を妨げる重大な人権侵害です。その要因として、親や家庭などの問題があり、また、核家族化や地域とのつながりが弱い現代では、身近に相談する相手がいないことでストレスをため、虐待を引き起こす場合もあります。

育児の負担感や孤独感、子育て不安などの問題は、どの家庭にも存在するものです。その家庭に安心感を与えるためには、家庭と社会や地域のパートナーシップが欠かせません。特に地域は、家庭とともに子どもが日常生活を送る場として大きな影響力があります。乳幼児などの場合は、地域での気づきが大切になります。児童虐待の早期発見・防止には、どの家庭でも起こりうる問題として社会全体での見守りが必要です。

今月は、子どもへの虐待を防ぐためにどうすればよいか、皆さんと一緒に考えます。

平成22年度 市の児童虐待の状況

対象者と虐待(疑い)の内容 ()内は21年度 単位:人					
	乳幼児	小学生	中学生	高校生	合 計
身体的虐待	2 (2)	4 (3)	2 (2)	1 (0)	9 (7)
性的虐待	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
ネグレクト	6 (6)	0 (3)	0 (2)	1 (3)	7 (14)
心理的虐待	7 (9)	4 (3)	0 (0)	0 (0)	11 (12)
合 計	15 (17)	8 (9)	2 (4)	2 (3)	27 (33)

連絡経路の内訳 ()内は21年度 単位:人							
	家族	近隣など	児童委員	保育所	学校	その他	合計
通告	0 (0)	14 (5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (1)	15 (6)
相談	4 (1)	0 (3)	0 (1)	2 (4)	1 (6)	5 (12)	12 (27)
合計	4 (1)	14 (8)	0 (1)	2 (4)	2 (6)	5 (13)	27 (33)

子育てに関する相談、虐待の
連絡は

市役所こども課 2953-1111
内線1537
家庭児童相談室 2953-1111
内線1535
所沢児童相談所 2992-4152
狭山警察署 2953-0110
— 休日や夜間の場合 —
休日夜間児童虐待通報ダイヤル
048-779-1154

しつけと虐待は違います

どこまでがしつけで、どこからが虐待かというところは難しい問題ですが、一般的にしつけは、子どものために社会性を身につけさせようとする大人の行為です。一方、虐待は子どもの健全育成を害する行為で、子どもへの人権侵害です。虐待をしている保護者などは、「しつけのため」と言って正当化しますが、子どもの心身が傷つく行為であれば、それは児童虐待です。

児童虐待の4つの種類

身体的虐待：殴る・ける・首を絞める・体を激しく揺さぶる・火傷を負わせるなど
性的虐待：わいせつな行為を強制したり、させたりする、あるいは見せるなど
保護の怠慢・拒否（ネグレクト）：食事を与えない。ひどく不潔なままにする。家や車に放置する。病気やけがをしても病院に連れて行かないなど。同居人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ないふりをすることも含まれます
心理的虐待：「生まなければよかった」「死んでしまえ」などの暴言や脅迫。無視や兄弟間の差別など。配偶者やパートナーに対する暴力を見せることも含まれます

要保護児童対策地域協議会

市では、虐待を受ける子どもを作らない、見逃さないことを目的として、要保護児童対策地域協議会を設置しています。この協議会では、関係機関・団体が連携し、虐待を受けた子ども達などに関する情報交換や対応を協議するとともに、発生や再発防止のための支援や見守りを行っています。

こんなときは相談を

子育て中の方へ…子育てに関する悩みや不安を抱えがちになりますが、一人で抱えこまないことが大切です。家族や友人など誰かに話をすると気持ちが軽くなり、解決の糸口が見つかるきっかけになります。もし、近くにそのような人がいなければ、こども課や家庭児童相談室、児童相談所がお話を伺います。
虐待に苦しんでいる子どもさんへ…何も悪くないのに殴られたり、食事をさせてもらえなかったり、あるいは自分への接し方が友だちの家庭と違つと感じたときなどは、無料の電話相談に電話をしてください。友だちがそのような状況に置かれているときも相談してください。（児童生徒専用相談電話 70120 53 0170）

周りの方へ…子育て中の親の相談相手になったり、あいさつや声かけをするなど、孤立しないように見守ってください。また、児童虐待の防止等に関する法律では、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、皆さんに通告の義務があります。おかしいなと思つたら児童相談所や市などに「ご連絡ください。匿名で通告相談ができ、連絡した人の秘密は守られます。」

《発見のポイント》

▼たたく音や叫び声が聞こえる
▼不自然なアザや傷が多い ▼衣服や体がいつも汚れている ▼小さな子どもを家に置いて頻繁に外出している ▼子どもの表情や反応が乏しく、元気がない など

子どもを虐待から守るための5か条

「おかしい」と感じたら迷わず連絡（通告）X通告は義務（権利）
「しつけのつもり…」は言い訳
（子どもの立場で判断）
ひとり抱え込まない（あなたにできることから即実行）
親の立場よりも子どもの立場（子どもの命が最優先）
虐待はあなたの周りでも起こりうる特別なことではない（問合せこども課へ内線1537）